

大切な人を守るための

相続法改正のポイント

相続が
大きく変わる!



民法の相続法が、約 40 年ぶりに大きく変わりました。今回の改正では、配偶者が死亡し、相続によって家を失うといった問題を防ぐことや、遺言の利用を促進することが位置づけられました。改正点のポイントについて、成年後見制度と合わせて、弁護士がわかりやすく説明します。

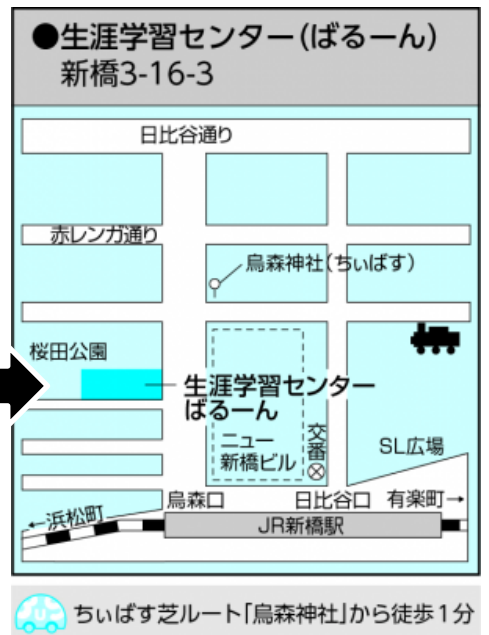
■講師 山内 隆(弁護士)

■日時 令和 2 年 10 月 15 日(木)
午後 2 時~4 時

■会場 生涯学習センター ばるーん
101 学習室(港区新橋 3-16-3)

■定員 20 人(申込順 参加費無料)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、当日は、検温・マスクの着用・アルコールによる手指消毒にご協力をお願いいたします。



申込み

9月15日(火)~10月14日(水) 午前8時30分~午後5時15分

電話またはFAXにてお申し込みください(裏面FAX申込書)

※手話通訳が必要な方は、10月7日(水)までにお申し込みください。

問合せ

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 成年後見推進係
成年後見利用支援センター サポートみなと

電話 (6230) 0283 FAX (6230) 0285

FAX でのお申込みを希望される方は、ご記入の上、
下記の FAX 番号まで送付してください。

実施日

10月15日(木)

サポートみなと 講演会

大切な人を守るための

相続法改正のポイント

相続が
大きく変わる！

ふりがな	
氏名	
連絡先	
住所（町名まで）	
事業所名 （区内在勤の方）	
手話通訳の希望	有 ・ 無

申込み締め切り：**令和 2 年 10 月 14 日(水)まで**

※手話通訳が必要な方は、令和 2 年 10 月 7 日(水)まで

FAX 番号：**03-6230-0285**

港区社会福祉協議会 成年後見推進係

成年後見利用支援センター サポートみなと 行